

新gTLD関連の動き

坪 俊宏

JPNIC JPFメイン名検討部会
(グローバルコモンズ株式会社)

JPNIC インターネットガバナンス研究会

2000年3月24日

於 総評会館

新gTLD関連の動き

- ・ WG-B: 著名商標の保護
- ・ WG-C: 新gTLD

ICANN エジプト会議での決議

- Names Councilは、著名商標の保護を考慮に入れた上で新gTLDの導入に関する勧告を4月20日までに提出。
- ICANNスタッフは、ドラフト文書を作成して横浜会議までにパブリックコメントを求める。
- WIPOが a list of globally famous trademarks を作成することを支持

WG-C の現状

- ・ 99年末に暫定報告
- ・ WG-Cにおけるラフコンセンサス
 - (1) 新たなグローバルトップレベルドメイン(global top-level domain: gTLD)を追加すべきである。
 - (2) ICANNが下域名空間を拡張するに当たり、まず試験的に6~10個の新gTLDを追加し、その後に一定の評価期間を設けるのが妥当である。
- ・ 複数のグループよりポジションペーパー
- ・ パブリックコメントの募集(2000.1.10まで)

新gTLDを設置の検討項目

設問1. 新gTLDは必要か？

設問2. 新TLDの性質はどうあるべきか？

設問3. 新TLDの数はどれくらいが適当か？

設問4. 拡張したドメイン空間への移行はどうすべきか？

設問5. 新gTLDレジストリを共有とすべきか？

設問6. 新gTLDレジストリは宮利または
非宮利のどちらとすべきか？

設問7. 新gTLD及びレジストリの選択プロセスは？

設問1. 新gTLDは必要か？

A: 必要。

B: 必要。

C: 知的財産権の保護メカニズム成立が先決。新gTLDは必要があれば増やす。ただし、時間をかけてゆっくりと。

設問2. 新TLDの性質はどうあるべきか？

- A: 汎用目的gTLD(例: .firm)+ 特定目的gTLD
(例: .airline)の混在が理想。
- B: 新gTLDのうちの一定の部分を、異なる文化／言語グループを反映する名前用として確保。
- C: 商用gTLDと非商用gTLDの間の区別が知的財産権の問題を解決するという主張には懷疑的。

設問3. 新TLDの数は

どれくらいが適当か？

A: 長期的には多数のgTLDの存在が望ましい。

B: ICANNは、今後3年間に500個の新gTLDを追加する意図があることを宣言すべき。

最初の6ヶ月に10個、次の6ヶ月に40個、2年目に150個、3年目に300個(3年間で計500個)増やし、その後無制限とする。

設問4. 拡張したドメイン空間への

移行はどうすべきか？

A: 6~10個増やした後で評価。その後さらに追加。

B: 評価期間なしで増やしていく。

設問5.

新gTLDレジストリを共有とすべきか？

A: 共有は一つの「仮定」。他の方法の余地も残すべき。

B: ICANNは、レジストリに対して特定のビジネスモデルを課すべきではなく、市場におけるエンドユーザの選択によって自然に決まるべき。
レジストラおよびレジストリの機能の統合が必要になることがある。

C: 規則により原則的にgTLDの共有を義務づけ、特別の場合に例外を認めるようにすべき。

設問6. 新gTLDレジストリは営利または 非営利のどちらとすべきか？

- A: 非営利レジストリと営利レジストリが混在するシステムに意義がある。
- B: ICANNは、レジストリに対して特定のビジネスモデルを課すべきではなく、市場におけるエンドユーザの選択によって自然に決まるべき。
- C: 営利と非営利の混在可。

設問7. 新gTLD及びレジストリの選択プロセスは？

- A: ICANNがgTLDを決めてからレジストリを募集という方法と、レジストリを決めてから各レジストリがgTLDを決めるという方法があるが、このどちらを選ぶかは重要ではない。重要なのは、新gTLDができるだけ簡単にルートに組み込めるようなポリシーをICANNが採用すること。
- B: エンドユーザとサービス提供者が市場の中で相互作用を繰り返しながら、レジストリ、レジストラ、および、gTLDの名前を決定し、ICANNはこれらの活動の調整を行う。
- C: ICANNがgTLDの文字列を決め、レジストリ希望者が申請をする。

カairo会議前に幾つかのポジションペーパー

非商業ドメイン名保有者 Const.:

- 著名商標リストを作り事前除外することは著名商標権の過度の拡張
- TMK を著名商標専用TLDとして使うことを提案

Palage (WG-B Chair):

- WIPOレポートに書かれている基準で著名商標リストを作成
- gTLD新設時に sunrise period を設けて著名商標権者に先行登録させる権利
- サブストリングの保護も認める

レジストラ Const.:

- Palage 提案を支持
- カイロ会議以前は、著名商標リストに反対。
sunrise period はすべての商標権者のために
- カイロ会議後は、著名商標リストに賛成。
ただし、sunrise period での使用に限定。
申請時のファイルタグ使用には反対。

知的財産 Const.:

- 著名商標リストを作成し、事前除外。
(同一、同一に近いもの)
- 著名商標リストの作成は、
WIPOレポートの284-285を基本に